

◆ 解 禁 ◆  
テレビ・ラジオ・インターネット  
3月15日（金） 17時  
新 聞  
3月16日（土） 朝刊

記者発表資料  
令和6年3月7日  
教育庁文化財課保存活用班  
担当 白崎恵介（022-211-3683）  
メール bunzaih@pref.miyagi.lg.jp

## 登録有形文化財（建造物）の登録について

令和6年3月15日（金）、文部科学省文化審議会は、下記の宮城県内有形文化財（建造物）2件を新たに登録有形文化財として登録するよう、文部科学大臣に答申する予定です。

登録は答申後に行われる官報告示をもって正式決定となります。今回、登録されると宮城県内の登録有形文化財（建造物）は全212件となります。

### 記

| 番号 | 名称   | 所在地          |
|----|--|--------------|
| 1  | <small>よこたけじゅうたくいたくら</small><br>横田家住宅板倉            | 仙台市宮城野区鶴巻一丁目 |
| 2  | <small>にほんきりすときょうだんいわぬまきょうかい</small><br>日本基督教団岩沼教会 | 岩沼市桜二丁目      |

### ◆登録文化財制度の概要

登録文化財制度は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成8年10月1日施行）によって導入された制度です。従来の文化財指定制度が、手厚い保護とともに、現状変更を原則禁止するなどの強い規制を行うのに対し、登録文化財制度は、届出制と指導・助言などを基本とする緩やかな保護措置を講じることによって文化財の活用を促し、国や地方公共団体の文化財指定制度を補完するものとなっています。

なお、制度の導入時は建造物のみを登録の対象としていましたが、平成17年の文化財保護法の一部改正により、建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財、記念物にも対象が拡大、さらに令和3年からは無形文化財・無形民俗文化財も対象となっています。

### ● 各建物にかかる問い合わせ先

#### ・横田家住宅板倉

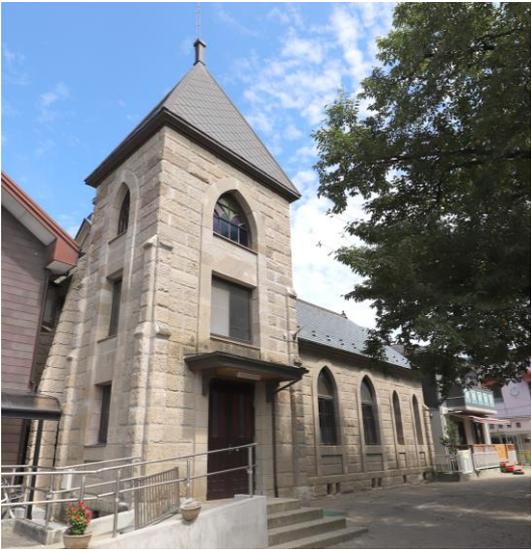
仙台市教育局生涯学習部文化財課 022-214-8892

#### ・日本基督教団岩沼教会

岩沼市教育委員会生涯学習課 0223-25-2302

## 今回登録される建造物の概要

| 名称  | 建築年代  |
|---|---|
| <small>よこたけじゅうたくいたくら</small><br><b>横田家住宅板倉</b>  | 明治13年／昭和53年改修、平成8年移築  |
| 特徴  |   |
| 七北田川の南岸近くに位置する農家の <small>どうぐくら</small> 道具蔵兼 <small>もみくら</small> 籾蔵。内部は二階建てで、屋根は <small>きりづま</small> 切妻造り、鉄板葺き。約45cm間隔で立て並べた柱の間に、横板を落とし込んで板壁とし、西面南寄りに戸口を設ける。小規模ながら丁寧なつくりで当地域特有の板蔵。 |   |
|   |  |
| 【写真：仙台市教育委員会提供】   |   |

| 名称   | 建築年代  |
|--|---|
| <small>にほんきりすときょうだんいわみまきしょうかい</small><br><b>日本基督教団岩沼教会</b>   | 昭和5年／平成4年・平成24年改修   |
| 特徴   |   |
| 岩沼の市街地に位置する教会。石造平屋建ての礼拝堂に、 <small>とうや</small> 塔屋を付属。内部は玄関から東へ礼拝室、 <small>こうだん</small> 講壇を配し、小屋はハンマービームとタイバーを用い、天井を <small>おりあ</small> 折上げる。石造の重厚な外観が地域の景観をつくる。 |   |
|   | <div style="text-align: center;"> <p>タイバー（緊結金物）</p> <p>ハンマービーム（短梁）      ハンマービーム（短梁）</p> </div>  |
| 【写真：岩沼市教育委員会提供】  |   |